

各有料老人ホーム 管理者 殿

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記については、「有料老人ホームの前払金の保全措置について(平成30年5月2日付け介保第30号奈良県医療・介護保険局介護保険課長通知)」等により、適切な保全措置を講じるようお願いしてきたところです。

今般、平成30年の老人福祉法の改正により、前払金の保全措置について、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、まもなく、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となる旨、厚生労働省から再度、周知依頼がありましたので、貴施設におかれましては、遺漏なきよう対応をお願いします。

記

○ 添付書類

- ・ 有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について(令和2年12月25日付け事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課通知)
- ・ 有料老人ホームの前払金の保全措置について(平成30年5月2日付け介保第30号奈良県医療・介護保険局介護保険課長通知)

○ ホームページ

- ・ 厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)
- ・ 奈良県介護保険課ホームページ(<http://www.pref.nara.jp/11982.htm>)
- ・ 全国有料老人ホーム協会ホームページ(<https://www.yurokyo.or.jp>)

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県介護保険課 村上
0742-27-8534

介 保 第 30 号
平 成 30 年 5 月 2 日

関係有料老人ホーム 管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームの前払金の保全措置について

平素は、高齢者福祉行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、従来は、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、老人福祉法の改正により、平成30年4月1日から3年を経過した日以降の新規入居者から義務対象となります。

このため、経過期間の終了後に向けて遺漏なきよう対応をお願いします。

なお、平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっていますが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めてください。

参考：厚生労働省のホームページ

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

(平成30年3月30日付け老高発0330第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304250-Roukenkyoku-Koureishashienka/0000201805.pdf>

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県介護保険課施設整備係 村上
TEL：0742-27-8534
Eメール：choju@office.pref.nara.lg.jp

事務連絡
令和2年12月25日

各

都道府県
指定都市
中核市

 福祉担当部局

厚生労働省老健局高齢者支援課

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底に関して、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「有料老人ホームを対象とした指導の強化について（令和2年3月30日老高発0330第1号）」等により、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームに対する厳正な指導が行われるようお願いしているところです。

平成30年の老人福祉法の改正により、前払金の保全措置について、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、まもなく、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となります。

このため、都道府県・指定都市・中核市におかれては、当該有料老人ホームに対して、十分に周知を図るとともに、その対応状況を改めて細やかに把握するなど、経過措置期間の終了後の施行に向けて遺漏なきよう対応をお願いします。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いします。

以上

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の状況

■ 前払金の受領施設数および保全措置の状況（令和元年度）

	有料老人ホーム数		
	①前払金を受領している施設数	うち、保全措置が講じられていない施設数	②前払金を受領していない施設数
平成18年4月1日以降に設置	12,346	1,463 うち、31	10,883
平成18年3月31日以前に設置	1,772	779 うち、389	993

平成18年の老人福祉法改正により、保全措置が義務付け

現行では義務対象外
→前払金の保全措置の義務対象に追加する。【令和3年4月～】

<参考> 前払金の保全措置を講じていない法的義務違反の状況

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
違反施設の割合	19.9%	17.2%	11.7%	9.3%	6.0%	4.0%	2.9%	4.1%	2.1%

⇒ 違反施設に対しては、検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるように、都道府県等に随時要請している。

（平成30年3月30日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知など）